

三十六 第 65 条の 4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前																				
<p>(代行買収の要件)</p> <p>65 の 4-2 ……………</p> <p>……………<u>全て</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(2 以上の 3 号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い)</p> <p>65 の 4-9 ……………</p> <p>……………<u>全て</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2 の 3 ……………</td> <td>(イ) 当該土地等の所在地が住宅地区改良法第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる住宅地区</td> <td style="text-align: center;">国土交通大臣</td> <td>……………</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	2 の 3 ……………	(イ) 当該土地等の所在地が住宅地区改良法第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる住宅地区	国土交通大臣	……………		<p>(代行買収の要件)</p> <p>65 の 4-2 ……………</p> <p>……………<u>すべて</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(2 以上の 3 号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い)</p> <p>65 の 4-9 ……………</p> <p>……………<u>すべて</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2 の 3 ……………</td> <td>(イ) 当該住宅地区改良事業のために土地等を買ったものである旨を証する書</td> <td style="text-align: center;">当該土地等の買取りをする者</td> <td>……………</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	2 の 3 ……………	(イ) 当該住宅地区改良事業のために土地等を買ったものである旨を証する書	当該土地等の買取りをする者	……………	
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
2 の 3 ……………	(イ) 当該土地等の所在地が住宅地区改良法第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる住宅地区	国土交通大臣	……………																		
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
2 の 3 ……………	(イ) 当該住宅地区改良事業のために土地等を買ったものである旨を証する書	当該土地等の買取りをする者	……………																		

改 正 後					改 正 前				
	<u>改良事業を 施行する土 地の区域(当 該改良地区 の区域を除 く。)内であ る旨を証す る書類</u>					<u>類</u>			
	<u>(四) 当該住宅 地区改良事 業のために 土地等を買 い取ったも のである旨 を証する書 類</u>	<u>当該土地等 の買取りを する者</u>			<u>(四) 当該土地 等の所在地 が住宅地区 改良法第6 条第3項第 1号に掲げ る住宅地区 改良事業を 施行する土 地の区域(当 該改良地区 の区域を除 く。)内であ る旨を証す る書類</u>	<u>国土交通大 臣</u>			
⑨ <u>同条第2項第 4号ロ</u>	⑨ <u>同条第2項第 5号ロ</u>

改 正 後					改 正 前				
⑭				※ (1) (2) ……の規定 による資金 ……	⑭				※ (1) (2) ……に規定 する資金… …
⑭の2) 総合特別区 域法第2条第2項 第5号イ又は第3 項第5号イに規定 する共同して又は 一の団地若しくは 主として一の建物 に集合して行う事 業の用に供する土 地の造成に関する 事業で、都市計画 その他の土地利用 に関する国又は地 方公共団体の計画 に適合した計画に 従って行われるも のであることその 他の一定の要件 (※)に該当する ものとして市町村 長又は特別区の区	(イ) 当該事業 が左の指定 をした事業 である旨を 証する書類 (ロ) 当該土地 等を左の事 業の用に供 するために 買い取った ものである 旨を証する 書類	市町村長又 は特別区の 区長 買取りをす る者	措置法65 条の4 1 項14号の 2 措置法規 則22条の 5 1項18 号の2	※ 「一定の要 件」とは、次に 掲げる要件を いう。 (1) 当該事業 が都市計画 その他土地 利用に關す る国又は地 方公共団体 の計画に適 合した計画 に従って行 われるもの であること 並びに当該 事業により 造成される 土地の処分 予定価額が 当該事業の	(新 設)				

改 正 後					改 正 前				
<u>長が指定したものの用に供するために買い取られる場合</u>				<u>施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。</u> <u>(2) 総合特別区域法第30条又は第58条の規定による資金の貸付けを受けて行われるものであること。</u>					
~~~~~		~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~				

改 正 後					改 正 前				
⑳の2	……	…… …… あった旨 ( <u>当該土地等 の譲渡が中心 市街地活性化 法第16条第1 項の保留地に 対応する部分 である場合に あってはその 旨及び当該保 留地の上に設 置される同項 に規定する都 市福利施設又 は公営住宅等 の設置をする 者が措置法令 第39条の5第 28項に規定す る者である旨 とし、……あつ てはその旨… …ない旨とす る。……</u>	……	……	⑳の2	……	…… …… あった旨 (…… あつて は、 <u>その旨…… ない旨……</u>	……	……
㉑	…… …… <u>構築物</u> (以下 「 <u>建物等</u> 」とい	……	……	……	㉑	…… …… <u>構築物……建 物又は構築物……</u>	……	……	……

改 正 後					改 正 前				
う。) ……建物等 …… (イ) …………… (ロ) …………… (ハ) …………… (ニ) …………… (ホ) …………… (ヘ) ……………					(イ) …………… (ロ) …………… (ハ) …………… (ニ) …………… (ホ) …………… (ヘ) ……………				
㉓ …………… …………… (イ) …………… (ロ) …………… …… 場合 <u>次に掲げる</u> <u>書類</u> A …………… B ……………					㉓ …………… …………… (イ) …………… (ロ) …………… …… 場合 A …………… B ……………				

三十七 第 65 条の 5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)					(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)				
65 の 5-2 .....					65 の 5-2 .....				
別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③	…… <u>あつせん</u> ……	……	……	……	③	…… <u>あつ旋</u> ……	……	……	……
④	(イ) …… (ロ) …… A …… B …… …… 権利 …… <u>次に掲げる書類</u> (A) …… (B) …… (ハ) ……	……	……	……	④	(イ) …… (ロ) …… A …… B …… …… 権利 …… <u>次の書類</u> (A) …… (B) …… (ハ) ……	……	……	……
⑦	…… 全部につき <u>森林法第11条第1項</u> に規定する森林施	……	……	……	⑦	…… 全部につき <u>措置法第52条第1項</u> に規定する森林施業	……	……	……

改 正 後					改 正 前				
		<u>業計画(同条第</u> <u>4項第2号口</u> <u>に規定する公</u> <u>益的機能別森</u> <u>林施業を実施</u> <u>するためのも</u> <u>ののうち森林</u> <u>法施行規則第</u> <u>13条第2項第</u> <u>3号ハに規定</u> <u>する特定広葉</u> <u>樹育成施業森</u> <u>林に係るもの</u> <u>(当該特定広</u> <u>葉樹育成施業</u> <u>森林を対象と</u> <u>する部分に限</u> <u>る。)</u> 及び同法 <u>第16条又は木</u> <u>材の安定供給</u> <u>の確保に関す</u> <u>る特別措置法</u> <u>第10条第3項</u> <u>の規定による</u> <u>認定の取消し</u> <u>があったもの</u> <u>を除く。)</u> を <u>作成し、森林法第</u>					<u>計画を作成し、</u> <u>同項に規定す</u> <u>る認定……</u>		



改 正 後					改 正 前				
		<u>11条第4項(同 法第12条第3 項において準 用する場合を 含む。)</u> の規定 による市町村 の長(森林法第 19条の規定の 適用がある場 合には、同条第 1項各号に掲 げる場合の区 分に応じ当該 各号に定める 者)の認定……							

三十八 第 65 条の 5 の 2 ((特定の長期所有土地等の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地等の取得の時期)</p> <p>65 の 5 の 2 (1) - 1 .....</p> <p>    (注) 1 .....</p> <p>          .....<u>全て</u>.....</p> <p>    (1) .....</p> <p>    (2) .....</p> <p>    2 .....</p>	<p>(土地等の取得の時期)</p> <p>65 の 5 の 2 (1) - 1 .....</p> <p>    (注) 1 .....</p> <p>          .....<u>すべて</u>.....</p> <p>    (1) .....</p> <p>    (2) .....</p> <p>    2 .....</p>

三十九 第 65 条の 7 ~ 第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>65 の 7 (1) - 17 .....</p> <p>          .....<u>営業所、倉庫</u>.....</p> <p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>65 の 7 (1) - 22 .....</p> <p>    <u>同表の第 9 号の上欄</u>.....</p> <p>    (注) .....</p> <p>          .....<u>措置法令第 39 条の 7 第 27 項各号</u>.....</p> <p>65 の 7 (1) - 24 <u>削 除</u></p>	<p>(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>65 の 7 (1) - 17 .....</p> <p>          .....<u>営業所、店舗、倉庫</u>.....</p> <p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>65 の 7 (1) - 22 .....</p> <p>    <u>同表の第 17 号の上欄</u>.....</p> <p>    (注) .....</p> <p>          .....<u>措置法令第 39 条の 7 第 39 項各号</u>.....</p> <p><u>(公害発生施設の移転等に伴い譲渡される資産の範囲)</u></p> <p>65 の 7 (1) - 24 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 2 号から第 4 号までに規定す</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 7(1) - 26 <u>削 除</u></p>	<p><u>るばい煙発生施設、騒音発生施設又は特定施設、指定地域特定施設、湖沼特定施設若しくは指定施設の移転又は廃棄に伴い譲渡されるものには、これらの施設の移転又は廃棄に伴い工場を移転するに当たり当該工場に勤務する従業員の宿舎等の施設を譲渡した場合のその譲渡した施設も含まれるものとする。</u></p> <p><u>(建築面積等の意義)</u></p> <p>65 の 7(1) - 26 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 11 号の上欄に規定する建築面積及び措置法令第 39 条の 7 第 8 項第 3 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積及び同項第 3 号に規定する床面積によるものとする。</u></p> <p><u>(床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかの判定)</u></p>
<p>65 の 7(1) - 27 <u>削 除</u></p>	<p>65 の 7(1) - 27 <u>措置法令第 39 条の 7 第 8 項第 3 号に規定する共同住宅の床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかは、当該共同住宅の床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住居の用途に供される構造になっているかどうかにより判定する。</u></p> <p><u>(土地の有効利用のための買換え)</u></p>
<p>65 の 7(1) - 28 <u>削 除</u></p>	<p>65 の 7(1) - 28 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 11 号の買換えは、市街化区域又は既成市街地等の地域内にある土地の上に建築面積が 150 平方メートル以上で、かつ、地上階数が 4 (措置法令第 39 条の 7 第 8 項に規定する共同住宅にあっては、3) 以上の建物 (以下 65 の 7(1) - 28 において「特定建物」という。) を建築するためにその土地を譲渡し、その土地の上に建築された特定建物の一部及び当該特定建物の敷地の用に供されている土地の共有持分を取得するよう</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)</p> <p>65 の 7(1) - 29 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 7 号の上欄</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 30 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 7 号の上欄</u>……………</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p>65 の 7(1) - 31 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 10 号の上欄の譲渡資産である船舶</u>……………</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 32 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 10 号の下欄の買換資産である船舶</u>……………</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</p> <p>65 の 7(1) - 37 ……………</p>	<p><u>な場合をいう。したがって、譲渡した土地と異なる土地にある特定建物を取得しても、その取得した特定建物は同号の買換資産には該当しないことに留意する。</u></p> <p>⑥ <u>市街化区域又は既成市街地等の地域内に土地を有する法人が、当該土地の一部を他に譲渡し、その譲受人とともに当該土地の上に共同して特定建物を建築する場合における当該土地の一部の譲渡と当該特定建物の一部の取得は、同号の買換えに当たる。</u></p> <p>(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)</p> <p>65 の 7(1) - 29 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 14 号の上欄</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 30 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 14 号の上欄</u>……………</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p>65 の 7(1) - 31 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 19 号に掲げる船舶</u>……………</p> <p>……</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 32 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 19 号の下欄に規定する船舶</u>……………</p> <p>……</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</p> <p>65 の 7(1) - 37 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>措置法令第 39 条の 7 第 11 項</u>に定める「その他これに準ずる事情」には……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65 の 7(1)－38 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 9 号</u>の上欄……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 7 第 27 項各号</u>……………</p> <p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>65 の 7(1)－39 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 9 号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>65 の 7(1)－40 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 9 号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>同項の表の第 1 号又は第 9 号</u>の上欄……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>……………<u>措置法令第 39 条の 7 第 23 項</u>に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65 の 7(1)－38 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号</u>の上欄……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 7 第 39 項各号</u>……………</p> <p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>65 の 7(1)－39 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>65 の 7(1)－40 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>同項の表の第 1 号又は第 17 号</u>の上欄……………</p> <p>(2) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)	(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)
65 の 7 (1) - 41 ..... ..... <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 9 号の上欄</u> ..... .....	65 の 7 (1) - 41 ..... ..... <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号の上欄</u> ..... .....
(差益割合の計算)	(差益割合の計算)
65 の 7 (3) - 1 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (注) ..... ..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 30 項</u> ..... <u>同条第 25 項</u> ..... .....	65 の 7 (3) - 1 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (注) ..... ..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 42 項</u> ..... <u>同条第 37 項</u> ..... .....
(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)	(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)
65 の 7 (3) - 2 ..... ..... <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 9 号まで</u> ..... ..... .....	65 の 7 (3) - 2 ..... ..... <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 17 号まで</u> ..... ..... .....
(建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入)	(建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入)
65 の 7 (3) - 10 ..... <u>括弧書</u> ..... <u>括弧書</u> .....  (注) .....	65 の 7 (3) - 10 ..... <u>かっこ書</u> ..... <u>かっこ書</u> ..... ... (注) .....

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65 の 7(3)－11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条から第 46 条の 3 まで</u>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)－12 ……………</p> <p>……………<u>第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで</u>……………<u>措置法第 46 条から第 46 条の 3 まで</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>……………<u>一旦</u>……………</p> <p>……………</p> <p>2 ……………<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u> (以下「<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>」という。) ……………<u>一旦</u>……………<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>……………<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>……………<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>……………<u>当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3)－13 ……………</p> <p>……………<u>第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで</u>……………</p>	<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65 の 7(3)－11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項及び第 46 条の 3</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)－12 ……………</p> <p>……………<u>第 42 条の 9、第 42 条の 10</u>……………<u>措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項及び第 46 条の 3</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>……………<u>いったん</u>……………</p> <p>……………</p> <p>2 ……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u> (以下「<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>」という。) ……………<u>いったん</u>……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………<u>当該高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3)－13 ……………</p> <p>……………<u>第 42 条の 9、第 42 条の 10</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得指定期間の認定)</p> <p>65 の 7(4) -1 .....<del>括弧書</del>.....<del>括弧書</del>.....<u>措置</u> <u>法令第 39 条の 7 第 11 項</u>.....</p> <p>(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>65 の 7(4) -2 .....<del>括弧書</del>.....<u>措置法令第 39 条の 7 第 11</u> <u>項</u>に定める「その他これに準ずる事情」には.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(取得指定期間の再延長)</p> <p>65 の 7(4) -3 .....<del>括弧書</del>.....<u>措置法令第 39 条の 7 第 11</u> <u>項</u>.....</p> <p>(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)</p> <p>65 の 7(4) -4 .....</p> <p>.....<del>括弧書</del>.....<del>括弧書</del>.....</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4) -8 <u>措置法規則第 22 条の 7 第 10 項</u>.....</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</p>	<p>(取得指定期間の認定)</p> <p>65 の 7(4) -1 .....<del>括弧書</del>.....<u>かつこ書</u>.....<u>かつこ書</u>.....</p> <p><u>措置法令第 39 条の 7 第 23 項</u>.....</p> <p>(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>65 の 7(4) -2 .....<del>括弧書</del>.....<u>かつこ書</u>.....<u>措置法令第 39 条の 7 第</u> <u>23 項</u>に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(取得指定期間の再延長)</p> <p>65 の 7(4) -3 .....<del>括弧書</del>.....<u>かつこ書</u>.....<u>措置法令第 39 条の 7 第</u> <u>23 項</u>.....</p> <p>(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)</p> <p>65 の 7(4) -4 .....</p> <p>.....<del>括弧書</del>.....<del>括弧書</del>.....</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4) -8 <u>措置法規則第 22 条の 7 第 14 項</u>.....</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</p>



改 正 後	改 正 前
1 .....	1 .....
2 .....	2 .....
3 .....	3 .....
4 .....	4 .....
5 .....	5 .....
6 .....	6 .....
(1) <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 10 号の下欄</u> .....	(1) <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 19 号の下欄</u> .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
7 .....	7 .....
(法第 50 条との選択適用)	(法第 50 条との選択適用)
65 の 7(5) -1 .....	65 の 7(5) -1 .....
..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 46 項</u> .....	..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 58 項</u> .....
(買換えの証明書の添付)	(買換えの証明書の添付)
65 の 7(5) -3 .....	65 の 7(5) -3 .....
..... <u>措置法規則第 22 条の 7 第 3 項から第 5 項まで</u> .....	..... <u>措置法規則第 22 条の 7 第 6 項、第 8 項及び第 9 項</u> .....
	...

四十 第 66 条の 2 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地等の取得の時期)</p> <p>66 の 2 (1) -1 .....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>2 .....</p>	<p>(土地等の取得の時期)</p> <p>66 の 2 (1) -1 .....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>2 .....</p>

四十一 第 66 条の 5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(負債の利子の範囲)</p> <p>66 の 5-7 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....<u>給付補填備金繰入額</u> (<u>給付補填備金繰入額</u>).....</p>	<p>(負債の利子の範囲)</p> <p>66 の 5-7 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....<u>給付補てん備金繰入額</u> (<u>給付補てん備金繰入額</u>).....</p> <p>.....</p>

四十二 第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(非課税所得の範囲)</p> <p>66 の 6-5 .....</p>	<p>(非課税所得の範囲)</p> <p>66 の 6-5 .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>66 の 6-10 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>.....<u>一旦</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>一旦</u>.....</p> <p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>66 の 6-10 の 2 .....</p> <p>.....<u>法第 66 条第 6 項第 2 号の大法人</u>.....<u>括弧書</u>.....</p> <p>.....</p> <p><u>特定外国子会社等が、法第 2 条第 12 号の 7 の 6 に規定する完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている場合も、同様である。</u></p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p>	<p>(1) <u>課税標準に含まれないこととされる剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配の額（同号イ(1)及び(2)に規定する配当等の額を除く。）</u></p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>66 の 6-10 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>.....<u>いったん</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>いったん</u>.....</p> <p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>66 の 6-10 の 2 .....</p> <p>.....<u>法第 66 条第 6 項第 2 号に掲げる法人</u>.....<u>かっこ書</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p>

改 正 後	改 正 前
(課税対象金額等の円換算)	(課税対象金額等の円換算)
66の6-14 ..... ..... <u>収入金額として政令で定める金額</u> ..... (注) ..... ..... <u>全て</u> .....	66の6-14 ..... .....収入金額..... (注) ..... ..... <u>すべて</u> .....
(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)	(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)
66の6-16の3 ..... <u>措置法令第39条の17第4項</u> .....そ の主たる事業(.....)を行う..... .....	66の6-16の3 ..... <u>措置法令第39条の17第3項</u> .....そ の主たる事業を行う..... .....
(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)	(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)
66の6-17の2 <u>措置法令第39条の17第2項</u> .....	66の6-17の2 <u>措置法令第39条の17第1項</u> .....
(専ら統括業務に従事する者)	(専ら統括業務に従事する者)
66の6-17の3 <u>措置法令第39条の17第4項第2号</u> ..... <u>同条第1項</u> .....	66の6-17の3 <u>措置法令第39条の17第3項第2号</u> ..... <u>同条第4項</u> .....
(被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義)	(被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義)
66の6-17の4 <u>措置法令第39条の17第1項</u> ..... (注) .....	66の6-17の4 <u>措置法令第39条の17第4項</u> ..... (注) .....
(部分適用対象金額)	(部分適用対象金額)
66の6-18の2 ..... ..... <u>当該債券の譲渡に係る対価の額の合計額が当該債券の譲渡に係</u>	66の6-18の2 ..... ..... <u>当該債券の譲渡による対価の額の合計額が当該債券の取得価額</u>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る原価の額の合計額</u>……………</p> <p><u>(剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)</u></p> <p><b>66の6-18の3</b> <u>措置法第66条の6第4項第1号に規定する「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、基本通達2-1-27の(1)に定める日をいい、措置法令第39条の17の2第2項本文に規定する「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日の前日」とは、同通達の(4)のイ、ロ及びニからトまでに定める日の前日をいい、同項括弧書に規定する「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、同通達の(4)のハに定める日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、特定外国子会社等に対して剰余金の配当等を支払う法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれらと異なる定めがある場合には、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日となる。</u></p> <p><u>(特定所得の金額に係る源泉税等)</u></p> <p><b>66の6-18の4</b> <u>措置法第66条の6第4項各号に規定する「直接要した費用の額」には、同項に規定する特定所得の金額に係る源泉税等（令第141条第2項第3号に掲げる税及びこれに附帯して課される法第2条第41号に規定する附帯税に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。）の額が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(自ら行った研究開発の意義)</u></p> <p><b>66の6-18の5</b> <u>措置法令第39条の17の2第15項第1号</u>……………</p>	<p>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(自ら行った研究開発の意義)</p> <p><b>66の6-18の3</b> <u>措置法令第39条の17の2第7項第1号</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66の6-19 <u>措置法令第39条の17の2第22項</u>……………規則別表十七(三)の「7」欄から「<u>16</u>」欄まで……………</p> <p>(部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明)</p> <p>66の6-19の2 <u>措置法令第39条の17の2第22項</u>……………規則別表十七(三の二)の「<u>14</u>」欄から「<u>18</u>」欄まで……………</p> <p>(統括会社に該当することの証明)</p> <p>66の6-19の3 <u>措置法令第39条の17の2第23項</u>……………<u>同条第22項</u>……………<u>前条第1項</u>……………<u>措置法令第39条の17第1項</u>に……………規則別表十七(三)の「7」欄から「<u>16</u>」欄まで……………</p> <p>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</p> <p>66の6-19の4 <u>措置法令第39条の17の2第23項</u>……………<u>同条第22項</u>……………<u>措置法令第39条の17第1項</u>……………</p>	<p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66の6-19 <u>措置法令第39条の17の2第9項</u>……………規則別表十七(三)の「7」欄から「<u>15</u>」欄まで……………</p> <p>(部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明)</p> <p>66の6-19の2 <u>措置法令第39条の17の2第9項</u>……………規則別表十七(三の二)の「<u>12</u>」欄から「<u>16</u>」欄まで……………</p> <p>(統括会社に該当することの証明)</p> <p>66の6-19の3 <u>措置法令第39条の17の2第10項</u>……………<u>同条第9項</u>……………<u>前条第4項</u>……………<u>措置法令第39条の17第4項</u>……………規則別表十七(三)の「7」欄から「<u>15</u>」欄まで……………</p> <p>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</p> <p>66の6-19の4 <u>措置法令第39条の17の2第10項</u>……………<u>同条第9項</u>……………<u>措置法令第39条の17第4項</u>……………</p>

四十三 第67条の3(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(免税対象飼育牛の売却利益の額の計算)</p> <p>67の3-1 ……………</p> <p>……………<u>1,500頭</u>……………<u>1,500頭</u>……………</p>	<p>(免税対象飼育牛の売却利益の額の計算)</p> <p>67の3-1 ……………</p> <p>……………<u>2,000頭</u>……………<u>2,000頭</u>……………</p>

四十四 第 67 条の 12(組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)</p> <p>67 の 12-4 ……………</p> <p>……………<u>損失補填等契約</u>……………<u>補填</u>……………</p> <p><u>補填</u>……………</p>	<p>(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)</p> <p>67 の 12-4 ……………</p> <p>……………<u>損失補てん等契約</u>……………<u>補てん</u>……………<u>補てん</u></p> <p>……………</p>

四十五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…平成23年6月改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第199号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年財務省令第35号)をいう。以下同じ。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(2)…法人税額の特別控除に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この通達による改正後の42の5の2-5、42の11-6及び42の12-3の取扱いは、平成23年12月2日以後に確定申告書等(期限後申告書を除く。)の提出期限が到来する法人税については適用がないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>